

**新潟県企業局管理規程第4号**

新潟県企業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局組織規程等の一部を改正する規程  
(新潟県企業局組織規程の一部改正)

**第1条** 新潟県企業局組織規程(昭和37年新潟県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																		
<b>第1節 発電管理センター</b>	<b>第1節 発電管理所</b>																																																		
(設置)	(設置)																																																		
<b>第7条</b> 発電に関する業務を行うため、 <u>村上市</u> に新潟県発電管理センターを置く。	<b>第7条</b> 発電に関する業務を行うため、 <u>発電管理所</u> を置く。																																																		
2 発電管理センターの所管する発電施設(高田発電所及び新高田発電所にあつては運転操作に関する事項に限る。)は、次のとおりとする。	2 <u>発電管理所</u> の名称及び位置並びにその所管する発電施設(高田発電所及び新高田発電所にあつては運転操作に関する事項に限る。)は、次のとおりとする。																																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発 電 施 設</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>三面発電所</td><td>村上市岩崩</td></tr> <tr><td>猿田発電所</td><td>村上市岩崩</td></tr> <tr><td>奥三面発電所</td><td>村上市岩崩</td></tr> <tr><td>胎内第一発電所</td><td>胎内市下荒沢</td></tr> <tr><td>胎内第二発電所</td><td>胎内市下荒沢</td></tr> <tr><td>胎内第三発電所</td><td>胎内市熱田坂</td></tr> <tr><td>田川内発電所</td><td>五泉市小面谷</td></tr> <tr><td>笠堀発電所</td><td>三条市大字笠堀</td></tr> <tr><td>刈谷田発電所</td><td>長岡市栃堀</td></tr> <tr><td>広神発電所</td><td>魚沼市小平尾</td></tr> <tr><td>新潟東部太陽光発電所</td><td>阿賀野市かがやき</td></tr> <tr><td>高田発電所</td><td>上越市大字今泉</td></tr> <tr><td>新高田発電所</td><td>上越市大字今泉</td></tr> </tbody> </table>	発 電 施 設	位 置	三面発電所	村上市岩崩	猿田発電所	村上市岩崩	奥三面発電所	村上市岩崩	胎内第一発電所	胎内市下荒沢	胎内第二発電所	胎内市下荒沢	胎内第三発電所	胎内市熱田坂	田川内発電所	五泉市小面谷	笠堀発電所	三条市大字笠堀	刈谷田発電所	長岡市栃堀	広神発電所	魚沼市小平尾	新潟東部太陽光発電所	阿賀野市かがやき	高田発電所	上越市大字今泉	新高田発電所	上越市大字今泉	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">発 電 施 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11" style="text-align: center;">新潟県 下越発電管 理所</td> <td rowspan="11" style="text-align: center;">村上市</td> <td>三面発電所</td> </tr> <tr><td>猿田発電所</td></tr> <tr><td>奥三面発電所</td></tr> <tr><td>胎内第一発電所</td></tr> <tr><td>胎内第二発電所</td></tr> <tr><td>胎内第三発電所</td></tr> <tr><td>田川内発電所</td></tr> <tr><td>笠堀発電所</td></tr> <tr><td>刈谷田発電所</td></tr> <tr><td>広神発電所</td></tr> <tr><td>新潟東部太陽光発電所</td></tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>高田発電所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新高田発電所</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	発 電 施 設	新潟県 下越発電管 理所	村上市	三面発電所	猿田発電所	奥三面発電所	胎内第一発電所	胎内第二発電所	胎内第三発電所	田川内発電所	笠堀発電所	刈谷田発電所	広神発電所	新潟東部太陽光発電所			高田発電所			新高田発電所
発 電 施 設	位 置																																																		
三面発電所	村上市岩崩																																																		
猿田発電所	村上市岩崩																																																		
奥三面発電所	村上市岩崩																																																		
胎内第一発電所	胎内市下荒沢																																																		
胎内第二発電所	胎内市下荒沢																																																		
胎内第三発電所	胎内市熱田坂																																																		
田川内発電所	五泉市小面谷																																																		
笠堀発電所	三条市大字笠堀																																																		
刈谷田発電所	長岡市栃堀																																																		
広神発電所	魚沼市小平尾																																																		
新潟東部太陽光発電所	阿賀野市かがやき																																																		
高田発電所	上越市大字今泉																																																		
新高田発電所	上越市大字今泉																																																		
名 称	位 置	発 電 施 設																																																	
新潟県 下越発電管 理所	村上市	三面発電所																																																	
		猿田発電所																																																	
		奥三面発電所																																																	
		胎内第一発電所																																																	
		胎内第二発電所																																																	
		胎内第三発電所																																																	
		田川内発電所																																																	
		笠堀発電所																																																	
		刈谷田発電所																																																	
		広神発電所																																																	
		新潟東部太陽光発電所																																																	
		高田発電所																																																	
		新高田発電所																																																	
(組織)	(組織)																																																		
<b>第8条</b> <u>発電管理センター</u> に次の課及び係を置く。 (略)	<b>第8条</b> <u>下越発電管理所</u> に次の課及び係を置く。 (略)																																																		
(分掌事務)	(分掌事務)																																																		
<b>第9条</b> <u>発電管理センター</u> の課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略)	<b>第9条</b> <u>下越発電管理所</u> の課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略)																																																		
<b>第2節 新潟工業用水道事務所</b>	<b>第2節 水道事務所</b>																																																		
(設置)	(設置)																																																		
<b>第11条</b> (略)	<b>第11条</b> (略)																																																		
2 <u>新潟工業用水道事務所</u> の所管する水道施設は、次のとおりとする。	2 <u>前項の水道事務所</u> の所管する水道施設は、次のとおりとする。																																																		

<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p><b>第11条の2</b> <u>新潟工業用水道事務所</u>に次の課及び係を置く。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節</b> <u>上越利水事務所</u></p> <p>(設置)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2 <u>上越利水事務所</u>の所管する施設(発電所にあつては運転操作に関する事項を除く。)は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p><b>第14条</b> <u>上越利水事務所</u>に次の課及び係を置く。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p><b>第11条の2</b> <u>水道事務所</u>に次の課及び係を置く。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節</b> <u>利水事務所</u></p> <p>(設置)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2 <u>前項の利水事務所</u>の所管する施設(発電所にあつては運転操作に関する事項を除く。)は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p><b>第14条</b> <u>利水事務所</u>に次の課及び係を置く。</p> <p>(略)</p>
--	--

(新潟県企業局企業職員勤務規程の一部改正)

**第2条** 新潟県企業局企業職員勤務規程(平成7年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(週休日及び勤務時間の割振り等)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>発電管理センター</u>において次条第1項の規定により勤務を割り振られた職員が、現に第10条に定める宿直勤務を行う場合の勤務時間等は別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定する宿直勤務を行う勤務時間は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">宿直勤務時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>発電管理センター</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p>	区 分	宿直勤務時間	<u>発電管理センター</u>	(略)	(略)		<p>(週休日及び勤務時間の割振り等)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>下越発電管理所</u>において次条第1項の規定により勤務を割り振られた職員が、現に第10条に定める宿直勤務を行う場合の勤務時間等は別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定する宿直勤務を行う勤務時間は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">宿直勤務時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>下越発電管理所</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p>	区 分	宿直勤務時間	<u>下越発電管理所</u>	(略)	(略)	
区 分	宿直勤務時間												
<u>発電管理センター</u>	(略)												
(略)													
区 分	宿直勤務時間												
<u>下越発電管理所</u>	(略)												
(略)													

(新潟県企業局企業職員給与規程の一部改正)

**第3条** 新潟県企業局企業職員給与規程(昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第5</b> (第4条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 年末年始勤務手当</p> <p>1 年末年始勤務手当は、<u>発電管理センター</u>に</p>	<p><b>別表第5</b> (第4条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 年末年始勤務手当</p> <p>1 年末年始勤務手当は、<u>下越発電管理所</u>に勤</p>

勤務する技術員（ダム管理業務に従事する者に限る。）が12月31日から翌年1月3日までの間に正規の勤務時間を割り振られ、3日以上連続して宿泊を伴う勤務をした場合に支給する。

2 (略)

別表第6 (第6条関係)

組織上の区分	職	区分
局本庁	(略)	
事業所	発電管理センター所長	(略)
	(略)	
	発電管理センター次長	(略)
	(略)	

備考 (略)

務する技術員（ダム管理業務に従事する者に限る。）が12月31日から翌年1月3日までの間に正規の勤務時間を割り振られ、3日以上連続して宿泊を伴う勤務をした場合に支給する。

2 (略)

別表第6 (第6条関係)

組織上の区分	職	区分
局本庁	(略)	
事業所	下越発電管理所長	(略)
	(略)	
	下越発電管理所次長	(略)
	(略)	

備考 (略)

(猿田ダム操作規程の一部改正)

第4条 猿田ダム操作規程（昭和48年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(管理主任技術者) 第2条 <u>発電管理センター</u> に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者を1人置く。	(管理主任技術者) 第2条 <u>下越発電管理所</u> （以下「管理所」という。）に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者を1人置く。
2 (略)	2 (略)

(胎内第一ダム操作規程の一部改正)

第5条 胎内第一ダム操作規程（昭和48年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(管理主任技術者) 第2条 <u>発電管理センター</u> に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者を1人置く。	(管理主任技術者) 第2条 <u>下越発電管理所</u> （以下「管理所」という。）に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者を1人置く。
2 (略)	2 (略)

(胎内第二ダム操作規程の一部改正)

第6条 胎内第二ダム操作規程（昭和48年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(管理主任技術者) 第2条 <u>発電管理センター</u> に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者を1人置く。	(管理主任技術者) 第2条 <u>下越発電管理所</u> （以下「管理所」という。）に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者を1人置く。
2 (略)	2 (略)

(新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部改正)

第7条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

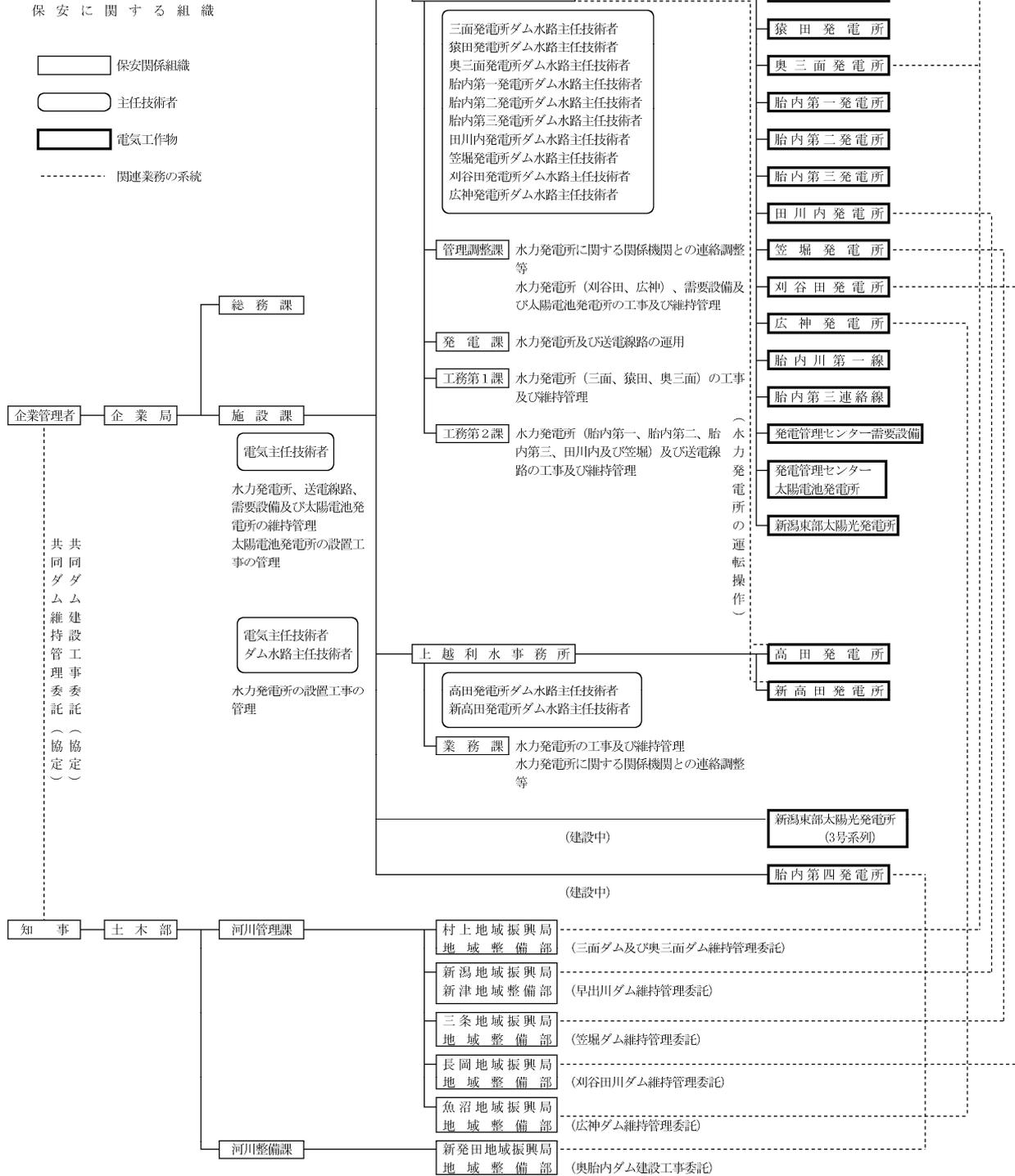
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(主任技術者の選任) <b>第5条</b> (略) 2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。 (1) (略) (2) ダム水路主任技術者			(主任技術者の選任) <b>第5条</b> (略) 2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。 (1) (略) (2) ダム水路主任技術者		
事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者	事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者
水力発電所	<u>発電管理センター及び上越利水事務所</u>	<u>発電管理センター</u> にあっては所長及び技術職員の次長（省令第52条第3項ただし書の承認を受けた区分ごとに選任するものとする。）、 <u>上越利水事務所</u> にあっては所長	水力発電所	<u>下越発電管理所及び上越利水事務所</u>	<u>下越発電管理所</u> にあっては所長及び技術職員の次長（省令第52条第3項ただし書の承認を受けた区分ごとに選任するものとする。）、 <u>上越利水事務所</u> にあっては所長
(略)			(略)		
<b>別表第2</b> （第4条関係） 保安業務分掌			<b>別表第2</b> （第4条関係） 保安業務分掌		
名称	分掌事務		名称	分掌事務	
(略)			(略)		
<u>発電管理センター</u> <u>上越利水事務所</u>	(略)		<u>発電管理所</u> <u>利水事務所</u>	(略)	

**第8条** 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (4条関係)



附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。